



【お知らせ】ブルンジ入国時における新型コロナ検査の廃止について

【ポイント】

- 本年1月5日から、渡航経路を問わずブルンジ入国時における新型コロナ検査は不要。
- ブルンジ出国時におけるPCR検査の要否は、渡航先の入国基準によるものとする。

【本文】

1月5日、ブルンジ保健省は、同国入国時に必要とされてきた新型コロナの検査について、渡航経路を問わず廃止することを発表しました。また、出国の際のPCR検査の要否は、渡航先の入国基準によるものとなります。

なお、日本入国の水際対策でブルンジ出発72時間前の陰性証明書が必要な場合は、引き続き保健省サイトでご予約をいただき、公衆衛生研究所（INSP）にて日本の検疫法で要請されている検査のうち鼻咽頭拭いPCR検査が可能です。

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

緊急時の連絡は、下記連絡先までお願いいたします。

在ルワンダ日本国大使館（ブルンジ兼轄）

領事班（+250-788-385-406）

[https://www.rw.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.rw.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)